The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『偐紫田舎源氏』の仮名字体 : 作者自筆稿本と板本の比較考察
Author(s)	内田, 宗一
Citation	待兼山論叢. 文学篇. 1998, 32, p. 15-28
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47934
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『偐紫田舎源氏』の仮名字体

――作者自筆稿本と板本の比較考察――

内田宗一

一

本稿の筆者は、先に柳亭種彦自筆資料の仮名字体について、その種類や用法を資料ごとに比較検討し、『偐紫田舎源氏』第八編の稿本では、他の自筆資料に比して使用字体の種類が少ない、異体の字体相互の使い分けがより厳密になされている仮名が見られるなどの、表記上の特徴が認められることを指摘した。そして、それは種彦が草双紙稿本の執筆に際し、板本としての完成形を想定した、読みやすさを意識した表記を行った結果と考えられることを論じた。(1) 本稿は、その結果を承けて、さらに『偐紫田舎源氏』第八編が、筆耕による板下浄書を経て、実際に板本として刊行されてゆく過程で、仮名表記の面でどのような異同を生じているかという問題を考察するものである。

板本の表記と筆耕との関わりについては、早く島田勇雄氏が西鶴本についての調査から、「版下書きが、仮名遣

を始めとする各種の表記を自己流に改変することが多い」と論じ、近世の出版物の表記における筆耕の重要性を指摘している。[2] また、矢野準氏は、山東京伝の草双紙の仮名表記について稿本と板本との比較を行っており、注目される。[3] しかし、これらの論考は主にア・ハ・ワ行の書き分けに関する、所謂「仮名遣い」の問題を対象としたもので、個々の仮名字体の用字法というレベルでの稿本と板本との比較考察は、従来、充分にはなされていない。本稿では、『修紫田舎源氏』第八編について、稿本・板本両者における仮名字体の使用状況を比較することで、近世の出版物の表記と筆耕との関わりという問題の一端を考えてゆくこととしたい。[4] なお、以下、『修紫田舎源氏』第八編の稿本は『稿本』、板本は『板本』と、それぞれ略称することとする。

二

最初に、『稿本』・『板本』それぞれにおける仮名使用の全体像をまとめて示す。今回は『稿本』・『板本』とも、上冊部（一〇丁）のみを調査範囲とした。

	仮名字体用例総数	使用仮名字体種類数	濁点使用の割合
『稿本』	五八九七字	六六字体（五七字源）[5]	五四二／五五四例（九七・八％）
『板本』	六三一三字	七五字体（六三字源）	五八五／五八七例（九九・七％）

仮名字体用例総数が『稿本』と『板本』とで異なるのは、鈴木重三氏が指摘するように、[6]『稿本』には訂正の貼り紙が剥離したことに伴う、本文の欠落が存するためである。

まず使用仮名字体の種類数を比較すると、『板本』では『稿本』より九字体も多くの字体が用いられている。このことは、種彦が『稿本』で、他の自筆資料より使用仮名字体の種類を専ら少なく抑えようとしていたことと対照的であり、注目される。板本としての体裁を整えるために、ある程度多くの種類の字体を使用することで、見た目に変化をつけた表記を行ったものと考えられる。(7) また、草双紙板行の過程で、使用仮名字体の種類が稿本より増加しているという事実は、従来の草双紙の仮名字体に関する研究が、他のジャンルの板本との比較から、専らその使用字体の種類の少なさに注目していたことを考えると、特に留意すべき点であると言える。

次に、濁点の使用状況を比較したい。前掲の数値は、本文中、濁音と判断される箇所において、どの程度の割合で濁点が使用されているかを示したものである。(8) これを見ると、『板本』の方が濁点をより高い割合で用いており、濁点によって濁音を明示しようとする姿勢がより強く現出している。『稿本』も、他の種彦の自筆資料と比較すると、かなり厳密に濁点を付しているのだが、『板本』ではその態度がさらに徹底していると言える。

三

続いて、『稿本』・『板本』間で使用仮名字体がどのように異なっているかを考察してゆく。『稿本』・『板本』間で使用字体の種類に異同がなかった仮名をA、異同があった仮名をBと分類して整理すると、次のようになる。なお、各仮名で使用されている字体及びその用例数については、巻末の表三を参照されたい。

A　『稿本』・『板本』間で使用字体の種類に異同がなかった仮名（36）

a　一種類の字体のみを使用の仮名（24）

ウ、エ、オ、コ、サ、セ、ソ、チ、テ、ナ、ノ、ヒ、フ、ヘ、ホ、ム、メ、ユ、ヨ、ロ、ワ、ヰ、ヱ、ン

b　二種類の字体を使用の仮名（12）

イ、カ、ク、ケ、シ、ス、タ、ト、ハ、ラ、リ、ル

B　『稿本』・『板本』間で使用字体の種類に異同があった仮名（12）

ア、キ、ツ、ニ、ヌ、ネ、マ、ミ、モ、ヤ、レ、ヲ

本節では、このうち、まずAの仮名について考察を行う。Aの仮名では、使用仮名字体を選定する態度が、『稿本』と『板本』とで基本的に一致している。特にA－a、一種類の字体のみを使用の仮名に関しては、異体の字体の使い分けという問題も存しないため、『稿本』・『板本』両者での用字は全く同等である。[9]『稿本』・『板本』とも、当時の草双紙の表記として一般的な字体を選択的に使用していると言える。

A－b、二種類の字体を使用の仮名も、基本的にはA－aと同様、作者と筆耕とに共通の用字意識が存していたものと捉えられるが、中には、さらに積極的に、『板本』の表記と『稿本』の表記との直接的な関連を想定しうる事例も散見される。例えば〈タ〉[10]では、『稿本』・『板本』とも①「多」が多用されており、②「た」の使用は『稿本』で二例、『板本』で三例のみである。ここで、その『板本』の三例に注目してみると、三例中「たて（立て）」（七ウ）、「たより（頼り）」（九ウ）の二例は、それぞれ『稿本』の対応する箇所でも②「た」が使用されているのである。[11]〈タ〉において、このように少数例使用の字体の使用箇所が重なっていることは、『板本』が『稿本』の用

字から直接的な影響を受けたことを窺わせる。また〈イ〉でも、①「い」が多用されるのに対し、②「以」は『稿本』で三例、『板本』で一例のみの使用だが、『板本』の一例、「は以かい（俳諧）」（一〇ウ）という例は、『稿本』の対応する箇所でも②「以」を使用している。『板本』の筆耕は基本的に①「い」一字体を専用する方針であったのが、この箇所に限っては『稿本』の表記をそのまま残したものと考えられる。先の〈タ〉の場合と同様、筆耕が稿本にひかれた表記を行った例と捉えることができよう。

また、ここまでは専ら使用される字体の種類のみを問題としてきたが、異体の字体相互の使い分けという、用法の面でも、『稿本』と『板本』とでは傾向の重なる仮名が多い。字体の使い分けの傾向が比較的はっきりと看取されたものについて、整理して示すと、次の通りである。なお、（　）内は、複合語や漢字熟語の場合の、語頭・語尾に準ずると考えられる用例をも算入した数値である。

		『稿本』	『板本』
〈カ〉	①「可」：語中の位置に関わらず汎用される	二八六例	三〇九例
	②「か」：主に自立語語頭に使用される	四三（五四）／六〇例	四四（五五）／五九例
〈ク〉	①「く」：主に語尾に使用される	六八（七七）／八四例	七二（八三）／九三例
	②「久」：主に非語尾に使用される	四四／四四例	四三／四四例
〈シ〉	①「し」：主に非自立語語頭に使用される	二二〇／二二五例	二三四／二四〇例
	②「志」：主に自立語語頭に使用される	五八（六七）／六九例	五九（七一）／七四例

〈ハ〉①「ハ」：主に付属語に使用される　一五四／一五八例　一七四／一八〇例
②「者」：主に自立語に使用される　一一五／一二〇例　一一七／一二一例

以上のほかにも、〈ケ〉では、汎用される①「け」に対し、②「个」は、「けふ（今日）」という語の表記や助動詞、形容詞活用語尾の場合に限って使用されるという共通した傾向が認められた。[12]

しかし、その反面、『稿本』と『板本』とで、異体の字体の使い分けに傾向の違いが見られた仮名もある。

例えば〈リ〉は、『稿本』では全五例中二例が「ひち里き（篳篥）」（七二頁）、「ふう里う（風流）」（八一頁）と、漢字熟語の後部要素の頭の、語頭に準じて捉えられる位置での使用である点が特徴的であった。[13] 一方、『板本』での②「里」は、全三例中二例が先の『稿本』と対応する例であることから、『稿本』と同様、主に語頭に準ずる箇所で使用される字体として捉えることもできる。しかし、『板本』の②「里」には、三例全てが行頭の例で、なおかつ、『板本』中、行頭の〈リ〉の例はその三例が全てであるという際だった傾向が認められる。つまり、『板本』では行頭か否かで字体を使い分けるという、『稿本』にはない特徴が明瞭に看取されるのである。

さらに〈ト〉でも、『稿本』と『板本』で使用される字体の種類は同じでありながら、字体の使い分けの点で差異が見られる。次頁の表一、二より、まず『稿本』と『板本』では、①「と」と②「止」の用例総数の多寡が逆転している点を指摘できる。また『稿本』では、自立語に関して①「と」が非語頭に多用されるという偏りが認められるものの、②「止」の非語頭例も七一例あり、全体としては②「止」を汎用する一方で、非自立語語頭を中心に①「と」を併用するという様相を呈している。これに対し『板本』では、①「と」の非語頭例が七一例と、『稿本』

表一　『稿本』での〈ト〉の字体の使用状況

	用例総数	自立語		付属語
		語頭	非語頭	
①と	九三	〇	二〇	七三
②止	一三九	三八	七一	三〇

表二　『板本』での〈ト〉の字体の使用状況

	用例総数	自立語		付属語
		語頭	非語頭	
①と	一五一	一	七一	七九
②止	九四	四〇	二八	二六

の二〇例に比して大きく増加している一方、②「止」の非語頭例は二八例と、『稿本』の七一例より減少しており、②「止」を語頭、①「と」を非語頭という形で、二字体を相補的に使い分けようとする姿勢が強く現出している。②「止」の非語頭例も依然として二八例存するが、このうち「いく止せ（幾年）」（四オ）、「うち止け（打ち解け）」（五ウ）など九例は、語頭に準ずる例として捉えることができるものである。問題となるのは、それらを除いた一九例であるが、この一九例についても、『稿本』の対応する箇所での用字を調べてみると、全例『稿本』でも②「止」で表記されていることが確認される。つまり『板本』の〈ト〉に関して、字体の使い分けの原則から外れる一九例は、全て『稿本』の用字をそのまま残した例と理解できるのである。『板本』では、二字体の相補的な使い分けを目指したものの、部分的には『稿本』の表記にひかれた用字を行ったものと考えられる。近世における〈ト〉の用字に関して、矢田勉氏は「江戸期で「止」が「と」を上回る資料は、管見には入っていない」「どの時期を通じても、近世の小説では「止」が「と」と比肩しうる頻度で用いられた資料は決して多数派ではない」と述べている。[14]『稿本』・『板本』間での〈ト〉の字体の使用についての異同も、矢田氏の指摘するような近世全体を通じて

の大きな趨勢を背景に、筆耕がより一般的な用字法を志向して改変を行った結果として考えられよう。

四

本節では、先の分類のB、『稿本』・『板本』間で使用字体の種類に異同があった仮名について考察を行う。まず、『稿本』・『板本』それぞれで使用されている字体を、次に各仮名ごとに整理して示す。それぞれ、／の上が『稿本』での使用字体、下が『板本』での使用字体である。

◇『稿本』・『板本』での使用字体の種類数が同じ仮名

▽一種類の字体のみを使用の仮名（1）

〈ヌ〉　①怒／②ぬ

▽二種類の字体を使用の仮名（3）

〈ア〉　①阿・②安／①阿・③あ　　〈モ〉　①毛1・②も／②も・③毛2

〈ネ〉　①祢・②年／②年・③ね

◇『板本』では『稿本』より多くの種類の字体が使用されていた仮名

▽一種類→二種類（5）

〈キ〉　①き／①き・②起　　〈レ〉　①れ／①れ・②連

〈ミ〉　①ミ／①ミ・②み　　〈ヲ〉　①を／①を・②遠

〈ヤ〉　①や／①や・②也

▽一種類→三種類（1）

〈マ〉　①ま／①ま・②満・③末

▽二種類→三種類（2）

〈ツ〉　①つ・②川／①つ・②川・③徒　〈ニ〉　①尓1・②尓2／①尓1・②尓2・③に

まず、『稿本』・『板本』で使用字体の種類数が同じ仮名から、考察を加えてゆくこととする。

〈ヌ〉は、『稿本』では①「怒」のみが統一的に使用されていたが、『板本』では全て②「ぬ」に改められていた。①「怒」は種彦の自筆資料では常用された字体であったが、近世一般においてはあまり頻用される字体ではなかった。[15] ①「怒」から②「ぬ」へという使用字体の変化は、板行の過程で、筆耕がより一般的な字体を選択した結果であると考えられる。

〈ア〉は、『稿本』では①「阿」、②「安」が使用されていたが、両字体の使い分けに、はっきりした傾向は見られなかった。それに対し『板本』では、③「あ」が汎用される一方、①「阿」は一例のみ「阿きのせみ（秋の蝉）」（一〇ウ）と、俳諧の表記の部分に使用されている。『稿本』の対応する箇所でも①「阿」が用いられており、『板本』では③「あ」に統一しようとする一方、この箇所に限っては『稿本』の用字をそのまま引き継いだものと考えられる。散文に③「あ」、韻文に①「阿」という使い分けとして捉えれば、『板本』では『稿本』より機能的な字体の使い分けを行っているとも言えよう。

〈モ〉は、『稿本』では、①「毛1」が一七五例と多用される一方、②「も」は一五例のみ、主に語尾や文節末の場合に限って、部分的に併用されていた。それに対し、『板本』では②「も」が付属語（八七／九九例）、③「毛2」が自立語（一〇一／一〇四例）という相補的な使い分けが認められた。『稿本』と『板本』との間で、字体の使い分けに共通性は見られず、それぞれが独自の基準で使い分けているものと考えられる。『稿本』と『板本』両者での使い分けのありかたを比較してみると、『板本』における相補的な字体の使い分けは、語や文節の切れ目を表示し、読者の読みやすさに貢献していると考えられる点で、『稿本』より機能的であると言える。

このように、『稿本』・『板本』で使用字体の種類数が同じ仮名のうち、〈ネ〉以外については、『板本』ではより一般的な字体、より機能的な字体の使い分けを志向しているという共通した特徴を見出しうる。

続いて、『板本』で『稿本』より多くの種類の字体が使用されていた仮名について、考察を行う。

『稿本』にはなく、『板本』でのみ使用されている仮名字体のうち、〈ニ〉の③「に」、〈マ〉の②「満」・③「末」、〈ヲ〉の②「遠」は、先に調査を行った種彦の自筆資料では全く見られなかった字体である。作者にはない、筆耕独自の用字が混入したことの確実な例と考えられ、注意される。また、『板本』でのみ使用されている仮名字体全体に共通する特徴としては、用例数の極端に少ない字体が目立つという点が指摘できる。九字体のうち、〈ヤ〉の②「也」、〈ヲ〉の②「遠」を除く七字体は、いずれも用例数が五例以下である。また、各字体の用法に注目した場合にも、〈キ〉の②「起」が専ら自立語語尾（文節末）に使用されているのが注目されるのみで、それ以外の八字体には明確な特徴は見出せない。以上のように、これら『板本』でのみ使用の字体の多くについては、用例数・用法のどちらの面においても、統一的な使用の方針を見出しがたい。あるいは、板下の浄書にあたって、文字列に変

化をつけて画面が単調になるのを避けようとするために、各所で臨時的に使用した字体かと考えられる。いずれにせよ、筆耕独自の用字の、あくまでも部分的な混入として捉えるべきであろう。

五

以上、『偐紫田舎源氏』第八編の稿本と板本について、使用仮名字体の比較考察を行った。従来、草双紙の板本については、使用される字体の種類が少ないという表記上の特徴が指摘されていたが、今回の調査の結果、『偐紫田舎源氏』第八編に関しては、板本では稿本よりも使用字体の種類が、むしろ増加していることが明らかとなった。『稿本』と『板本』との関係に関しては、少数使用の仮名字体例の使用箇所が両者で対応している例が見られるなど、筆耕が作者の稿本の表記を直接的に引き継いでいると考えられる事例が認められた反面、板本の表記に筆耕独自の用字が混入していると考えられる面も看取された。また、その筆耕独自の用字の混入という点については、単に使用字体の種類の異同のみならず、『稿本』と同じ種類の字体を使用している仮名であっても、異体の字体の使い分けという、用法の面で違いが見られる場合のあることが確認された。近世の出版物の表記に筆耕がどのように関わっているのかという問題については、さらに広い資料にあたって調査を積み重ねてゆく必要があると思われる。

注

（1）　第一五四回近代語研究会（一九九八年五月二九日、於・国立国語研究所）における口頭発表、「柳亭種彦自筆資料の仮名字体――草双紙稿本を中心に――」。

(2) 島田勇雄氏「西鶴本のかなづかい㈥『万の文反古』について」(『西鶴本の基礎的研究』、明治書院、一九九〇年)、一四二頁。同論文の初出は、『研究』第四五号(一九七〇年三月)。

(3) 矢野準氏「黄表紙類(草稿本・整板本)の表記――京伝黄表紙三種を中心に――」(『香椎潟』第四二号、一九九七年三月)

(4) テキストは、『偐紫田舎源氏』第八編稿本は新編稀書複製会叢書第四五巻所収の影印、板本は大阪府立中之島図書館蔵本をそれぞれ使用した。なお、この第八編板本の筆耕は千形道友である旨が明記されている。

(5) 字源数は、合字の例を含めずに数えたものである。

(6) 鈴木重三氏「八編解説」(新日本古典文学大系88『偐紫田舎源氏 上』、岩波書店、一九九五年)、二四七頁。

(7) 例えば、島田勇雄氏は注(2)論文で「しかし出版のための版下となると、商品としての販売意識が先立って、美しく見せるために字体に変化を付けることに留意するはずである。」(前掲書一七八頁)と述べる。

(8) 歴史的に清濁両形が確認できる語、複合語で連濁しない形も想定できる語などは、用例に含めなかった。

(9) 浜田啓介氏「板行の仮名字体――その収斂的傾向について――」(『国語学』第一一八集、一九七九年九月)、矢野準氏「一九の文字生活――蔦屋板黄表紙五種の仮名表記の実態を中心に――」(『近代語研究』第八集、武蔵野書院、一九九〇年)などでの調査結果を参照されたい。

(10) 本稿では、個別の仮名字体は「 」で示し、抽象的単位としての仮名は〈 〉で示す。「 」の前の丸囲みの数字は、巻末の表三の字体番号と対応するものである。なお、現行の平仮名・片仮名にない字体は、便宜上、字源の漢字を代用して表示する。

(11) 『板本』の②「た」のもう一例は、「しつらへ/たる」(一〇オ、/は改行)という例である。これは、前行の行頭「多ちまはり」の①「多」と異なる字体を意図的に使用して、変化をつけた例であると考えられる。

(12) 「けふ(今日)」の表記に関しては矢田勉氏「異体がな使い分けの発生」(『築島裕博士古稀記念 国語学論集』、汲古書院、一九九五年)などに指摘がある。また、近世における②「个」の用字法については、久保田篤氏「『浮世風呂』の平仮名の用字法」(『成蹊国文』第三〇号、一九九七年三月)などで触れられている。

(13) 『稿本』・『板本』とも、〈リ〉の自立語語頭例はなかった。

(14)　矢田勉氏「異体がな使い分けの衰退――トの仮名の場合――」(『山口明穂教授還暦記念 国語学論集』、明治書院、一九九六年)、四四一～四四二頁。

(15)　浜田啓介氏「板行の仮名字体――その収斂的傾向について――」(『国語学』第一一八集、一九七九年九月)によると、「怒」は西鶴本では用いられるが、時代が下って馬琴本になると使用されなくなり、「ぬ」一字体に収斂すると言う。また、前田富祺氏「川柳の仮名――国語字体史の視点から――」(『大阪大学文学部共同研究論集(日本語・日本文化研究論集)』第四号、一九八八年三月)での調査結果からも、中近世を通じて〈ヌ〉の字体としては「ぬ」が中心的に使用されていたことが確認される。

付記

本稿の提出後、注(1)の口頭発表の内容を「柳亭種彦自筆資料の仮名字体――草双紙稿本を中心に――」(『語文』第七一輯、一九九八年一〇月)にまとめた。あわせて参照されたい。

(大学院後期課程学生)

表三　『修紫田舎源氏』第八編稿本・板本使用字体対照表

	字体	稿本	板本
ア	①あ	77	1
	②あ	25	—
	③あ	—	105
イ	①い	155	165
	②い	3	1
ウ	①う	107	117
エ	①え	17	20
オ	①お	93	100
カ	①か	286	309
	②か	60	59
キ	①き	186	188
	②き	—	4
ク	①く	84	93
	②く	44	44
ケ	①け	73	80
	②け	17	22
コ	①こ	111	118
サ	①さ	140	151
シ	①し	225	240
	②し	69	74
ス	①す	90	96
	②す	5	7
セ	①せ	57	61
ソ	①そ	82	88
タ	①た	223	230
	②た	2	3
チ	①ち	93	100
ツ	①つ	122	133
	②つ	2	1
	③つ	—	1
テ	①て	142	150
ト	①と	93	151
	②と	139	94
ナ	①な	194	213
ニ	①に	189	166
	②に	9	52
	③に	—	1
ヌ	①ぬ	20	—
	②ぬ	—	21
ネ	①ね	16	—
	②ね	29	29
	③ね	—	19
ノ	①の	273	292
ハ	①は	158	180
	②は	120	121
ヒ	①ひ	150	152
フ	①ふ	96	104
ヘ	①へ	97	105
ホ	①ほ	56	58
マ	①ま	154	159
	②ま	—	5
	③ま	—	3
ミ	①み	66	75
	②み	—	2
ム	①む	24	25
メ	①め	71	72
モ	①も	175	—
	②も	15	99
	③も	—	104
ヤ	①や	92	67
	②や	—	35
ユ	①ゆ	38	38
ヨ	①よ	95	105
ラ	①ら	74	78
	②ら	42	43
リ	①り	183	203
	②り	5	3
ル	①る	103	119
	②る	6	1
レ	①れ	126	130
	②れ	—	4
ロ	①ろ	31	35
ワ	①わ	41	44
ヰ	①ゐ	19	18
ヱ	①ゑ	17	17
ヲ	①を	151	90
	②を	—	71
ン	①ん	67	77
コト	①こと	44	43